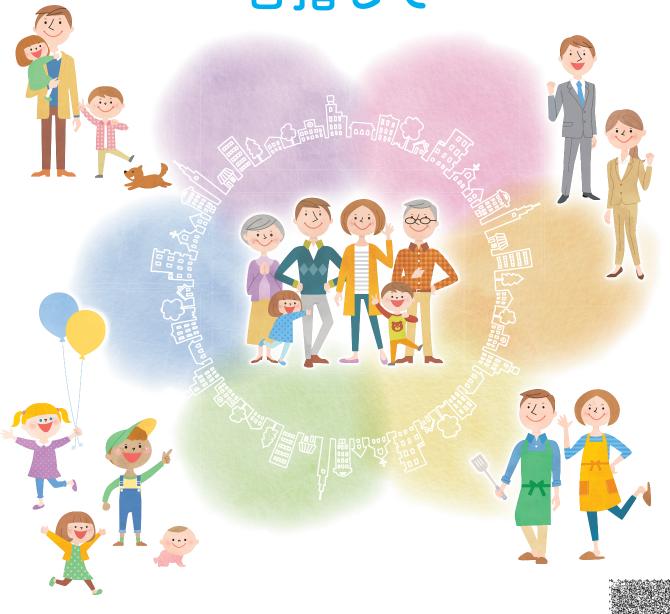
第4次久留米市男女共同参画行動計画 (第3次久留米市 DV 対策基本計画)

男女の自立と 男女共同参画社会の実現を 目指して



久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、 人間としての自立と平等を基本理念として、 家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、 男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを 進めるために、この憲章を定めます。

- 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会で進めます。
- 2 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- 3 男女があらゆる分野にともに参画できるまちをつくります。

(昭和63年告示第103号)



| 第 計画策定にあたって | |
|---|----|
| 1 計画策定の趣旨 | |
| 2 これまでの経緯···································· | |
| 3 第3次久留米市男女共同参画行動計画・ | _ |
| 第2期実施計画の成果と課題 | 3 |
| | |
| | |
| 第 計画の基本的な考え方 | |
| 1 基本理念 | 6 |
| 2 目標 | 6 |
| 3 計画の性格と位置づけ | 6 |
| 4 計画の期間 ···································· | |
| 5 重点課題 | 7 |
| | |
| 2 | |
| 第3章 計画の内容 | |
| 1 施策の体系 | 10 |
| 2 成果指標 | 11 |
| | |
| | |
| 第4章 施策の展開 | |
| 施策の方向Ⅰ | |
| 人権尊重のための男女平等の意識づくり | 14 |
| 施策① 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発 | 15 |
| 施策② 男女平等の視点に立った教育の実践 | 17 |
| 施策の方向Ⅱ | |
| あらゆる分野における女性の活躍の推進 | 18 |
| 施策① 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 | 19 |
| 施策② 雇用の分野における男女共同参画の促進 | 20 |
| 施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進 | |
| 施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進 | |
| 施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現 | |

施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 26 施策① DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】 27 施策② 性暴力の防止及び被害者支援の充実 31 施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり 33 施策① 生涯を通じた男女の健康支援 34 施策② 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備 36 計画推進体制の整備 39 ① 計画推進体制の強化・徹底 39 ② 推進拠点としての男女平等推進センターの機能充実 39 ③ 市民との協働 40



第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 これまでの経緯
- 3 第3次久留米市男女共同参画行動計画・ 第2期実施計画の成果と課題



第 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

久留米市では、平成23(2011)年度に、「第3次久留米市男女共同参画行動計画」(以下「第3次行動計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。令和2(2020)年度で第3次行動計画の計画期間が終了します。第3次行動計画の成果や課題、現在の社会情勢等を踏まえ、本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、「第4次久留米市男女共同参画行動計画」(以下「第4次行動計画」という。)を策定するものです。

2 これまでの経緯

国の取組

わが国における男女平等の取組は、昭和50(1975)年に国際連合が設けた「国際婦人年」に始まり、昭和60(1985)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するなど、国際社会の動きと連動して進められてきました。

平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12(2000)年にこの法律に基づく最初の国の計画として、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されて以降、様々な施策が進められてきました。

令和2(2020)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として、次の4つを提示し、その実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、**SDGs¹ で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

福岡県の取組

福岡県においては、昭和55(1980)年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定し、女性の地位向上の取組を進めてきました。「男女共同参画社会基本法」制定後、同法に基づき、平成13(2001)年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、平成14(2002)年には「福岡県男女共同参画計画」を策定し福



¹ SDGs:平成27(2015)年国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年を年限とする 17の国際目標。その5つ目の目標に「ジェンダー平等の実現」がある

岡県の男女共同参画に関する施策を推進してきました。平成18 (2006)年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、さらに、平成31 (2019)年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を制定し、女性に対する暴力根絶に向けて取り組んでいます。令和3 (2021)年3月に「第5次福岡県男女共同参画計画」及び「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進しています。

久留米市の取組

久留米市では、昭和63(1988)年に「女性問題解決のための久留米市行動計画」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んできました。同年の「久留米女性憲章」や翌年の「久留米女性週間」の制定、平成13(2001)年の「久留米市男女平等推進センター」(以下「男女平等推進センター」という。)の設置、平成15(2003)年の「久留米市男女平等を進める条例」(以下「男女平等を進める条例」という。)の施行など、男女平等推進政策の基盤整備を進めてきました。

※ドメスティック・バイオレンス² (以下「DV」という。)対策については、平成22(2010)年度に「久留米市DV対策基本計画」を策定後、啓発から被害者の自立支援まで、関係機関・団体と連携しながら総合的に取り組んできました。平成22(2010)年11月に、全国に先駆けて「DVのないまちづくり宣言」を行ったほか、平成25(2013)年に※セーフコミュニティ³ の国際認証を取得し、DVの防止と被害者の早期発見を重点項目として、市民との協働による安全安心のまちづくりに向けた取組を進めています。

さらに、平成27(2015)年には※性暴力⁴被害者支援体制を構築し、被害者の早期回復に向けて被害直後の相談から自立支援まで、関係機関・団体等と連携して取り組んでいます。

3

第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の成果と課題

第3次行動計画・第2期実施計画では、「男女の自立と男女共同参画社会の実現」という目標達成に向け、3つの施策の方向のもと、90の事業に取り組んできました。

市民を対象に男女共同参画社会を実現するための啓発や教育を推進した結果、固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合は66.1%となり、前回調査から12.7ポイント上昇するなど男女平等の意識は進みつつあります。

地域や働く場など、あらゆる分野において女性の人材育成や女性活躍に向けた意識改革、環境整備を進め、市の審議会等における女性の登用は、令和2年4月1日現在で44.9%と高い登用率となりました。また、

⁴ 性暴力:レイプ、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、売買春、人身取引等、同意のない性的な行為をいう。また、近年はAV出演強要やJKビジネス、レイプドラッグ等、若い世代の性暴力も問題となっている



 $^{^2}$ ドメスティック・パイオレンス (DV):配偶者や恋人同士など親密な関係にある又はあった者から、身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力等をいう

³ セーフコミュニティ:「けが」や「事故」など日常生活の中で、私たちの健康を阻害する要因を「予防」することによって、安全なまちづくりを進めているコミュニティのこと。WHO (世界保健機関) が推奨する国際認証制度

本市職員の役職者に占める女性の割合も令和2年4月1日現在で管理職15.1%、監督職30.4%となり目標 を達成しました。

DV対策については、DV対策基本計画及びセーフコミュニティの取組により、DV防止のための啓発や被 害者の早期発見を関係機関や団体との協働で積極的に進め、被害者支援の充実が図られました。DVや性 暴力を含む様々な困難を抱える女性の相談は毎年多く寄せられており、相談から自立まで切れ目のない総 合的な支援の充実を図りました。

雇用の分野では、男女がともに仕事と家庭を両立し、希望する働き方を実現するための啓発や環境整備 に取り組むとともに事業所への働きかけを進めた結果、平成29年度久留米市雇用実態調査では、育児休 業制度を整備している事業所の割合は72.6% (平成26年71.9%)、介護休業制度を整備している事業所 の割合も62.0% (平成26年53.6%) と前回調査より増えるなど、**ワーク・ライフ・バランス5 や女性活躍 の取組も少しずつ進んできています。

このように、第3次行動計画・第2期実施計画において意識啓発や女性の登用促進、人材の育成、環境整 備などは進んできたといえます。

しかし、家庭や地域、職場など、市民の身近な生活の場において固定的な性別役割分担意識による慣習 や慣行、制度が根強く残っており、社会全体で男性が優遇されていると感じている人が多く、不平等感は解 消されていません。

今後も、男女平等についての正しい理解を促進し、市民一人ひとりの主体的な行動につなげていくこと で、男女共同参画社会の実現を進めていく必要があります。





⁵ ワーク・ライフ・パランス: 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態 のこと